

児童虐待の防止等に関する意識等調査結果のポイント

1 調査の概要

- ・ 現在実施中の「児童虐待の防止等に関する政策評価」の一環として、児童虐待対応を行う現場の実務者が疲弊しているとされている中で、その負担感や意見等を把握するため本意識等調査を実施
この結果については、政策評価結果全体の取りまとめに活用するとともに、関係行政の見直し・改善に資するため公表
- ・ 平成 22 年 8 月から 9 月にかけて、児童相談所、市区町村、小・中学校、保育所及び児童福祉施設の各担当者 8,249 人に調査票を郵送し、6,749 人が回答（回収率 82%）
- ・ 児童虐待の防止等について、国が、一度に複数の機関等を対象として全国的規模で、現場実務者の生の声を把握する意識等調査を行うのは初めて

2 主な調査結果

○ 小・中学校担当者の 32%、保育所担当者の 26%は、「通告した際やその後の児童相談所や市区町村等の対応は(どちらかといえば)不十分」としている。

- ① その理由として最も多かったのは、小・中学校担当者では「保護者への関わりに際しての協力や支援が不十分と感じる場合があるため」(52%)、保育所担当者では「通告後の見守りを保育所に任せっきりにされたと感じる場合があるため」(55%)
- ② ちなみに、小・中学校担当者の 24%、保育所担当者の 31%が、「通告した際やその後の児童相談所等の対応は(どちらかといえば)十分」としている。

○ 児童福祉施設担当者の 66%は、「施設に入所する被虐待児童又はその保護者に対する児童相談所の支援は(どちらかといえば)不十分」としている。

- その理由として最も多かったのは、「施設入所後の継続的なアセスメント(※)が行われていないから」(60%)
- ※ 児童の心身の発達、健康状態、置かれた環境等について実態を把握し、評価すること。

○ 児童相談所の担当者(児童福祉司)の 94%、市区町村担当者の 77%は、児童虐待対応について、「負担が(非常に)大きい」としている。

- ① その理由として最も多かったのは、児童福祉司では「指導に従わない保護者の対応に苦慮しているから」(62%)、市区町村担当者は「継続的な対応を求められることが多いから」(70%)
- ② 適切な判断を行うためには、児童福祉司及び市区町村担当者ともに、「3年以上の経験が必要」としているものが最も多い(児童福祉司の 42%、市区町村担当者の 50%)。→(現状)経験年数が3年以上の児童福祉司の割合は 43%、市区町村担当者の割合は 35%(※)
- ③ 担当する妥当なケース数について、児童福祉司の 63%が 20 件未満、市区町村担当者の 52%が 10 件未満としている。→(現状)担当者一人当たりの受持件数：児童福祉司が 31 件、市区町村担当者が 17 件(※)

※ 現在取りまとめ中の「児童虐待の防止等に関する政策評価」における調査結果(速報値)による。

○ 児童福祉司の 84%、市区町村担当者の 59%及び児童福祉施設担当者の 83%は、病気の治療や進学等の場面で、「保護者の同意を得ることが困難と感じたことがある」としている。